

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規定によって公告する。

平成28年11月11日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

教決第3号

1 調達件名

広島県立学校コラボレーション基盤等調達

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県教育委員会事務局教育部学校経営支援課

(2) 所在地

広島市中区基町9番42号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年9月30日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国

広島市南区比治山本町11番20号

(2) 株式会社鳥取県情報センター

鳥取県鳥取市寺町50番地N T T寺町ビル6階

5 契約金額

359,640,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項第1号該当